

公の施設に関する条例（昭和39年4月1日条例第7号）

最終改正:令和7年3月27日条例第12号

改正内容:令和7年3月27日条例第12号〔令和7年4月1日〕

| ○公の施設に関する条例 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 昭和39年4月1日条例第7号 |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 改正          | 昭和39年7月17日条例第45号<br>昭和39年10月27日条例第51号<br>昭和39年12月25日条例第60号<br>昭和40年4月1日条例第2号<br>昭和40年7月27日条例第22号<br>昭和40年10月16日条例第29号<br>昭和40年12月24日条例第40号<br>昭和41年4月1日条例第5号<br>昭和41年7月30日条例第26号<br>昭和41年9月24日条例第31号<br>昭和41年12月26日条例第41号<br>昭和42年3月17日条例第2号<br>昭和42年7月18日条例第13号<br>昭和42年10月13日条例第30号<br>昭和43年4月1日条例第6号<br>昭和43年10月1日条例第12号<br>昭和44年4月1日条例第7号<br>昭和44年6月19日条例第18号<br>昭和44年10月1日条例第25号<br>昭和45年4月1日条例第6号<br>昭和45年6月22日条例第22号<br>昭和45年9月30日条例第28号<br>昭和45年11月30日条例第39号<br>昭和46年3月15日条例第2号<br>昭和46年7月21日条例第24号<br>昭和46年10月11日条例第41号<br>昭和46年12月25日条例第44号<br>昭和47年3月31日条例第13号<br>昭和47年7月8日条例第27号<br>昭和47年10月11日条例第37号<br>昭和47年12月25日条例第50号<br>昭和48年3月26日条例第7号<br>昭和48年12月25日条例第48号<br>昭和49年4月1日条例第15号<br>昭和49年10月15日条例第47号<br>昭和49年12月24日条例第60号<br>昭和50年3月14日条例第2号<br>昭和50年7月25日条例第15号<br>昭和50年12月26日条例第33号<br>昭和51年3月31日条例第18号<br>昭和51年7月9日条例第25号<br>昭和52年3月31日条例第12号<br>昭和52年12月26日条例第33号<br>昭和53年3月31日条例第8号<br>昭和53年10月16日条例第29号<br>昭和53年12月25日条例第32号<br>昭和54年3月10日条例第6号<br>昭和54年12月25日条例第25号<br>昭和55年7月17日条例第21号<br>昭和55年10月17日条例第30号<br>昭和55年12月23日条例第36号 |                |

昭和56年3月31日条例第13号  
昭和57年3月31日条例第10号  
昭和59年3月31日条例第12号  
昭和60年3月30日条例第7号  
昭和60年10月9日条例第24号  
昭和61年3月29日条例第3号  
昭和61年12月22日条例第35号  
昭和62年3月9日条例第4号  
昭和63年3月30日条例第6号  
昭和63年7月16日条例第20号  
平成元年3月30日条例第6号  
平成2年3月30日条例第9号  
平成2年12月21日条例第40号  
平成3年3月8日条例第5号  
平成4年3月30日条例第8号  
平成5年3月17日条例第1号  
平成5年10月1日条例第30号  
平成6年3月31日条例第6号  
平成6年7月7日条例第18号  
平成6年10月6日条例第24号  
平成7年3月13日条例第5号  
平成7年6月20日条例第21号  
平成7年10月6日条例第31号  
平成8年3月29日条例第6号  
平成8年12月20日条例第30号  
平成9年3月31日条例第3号  
平成9年7月7日条例第22号  
平成9年10月6日条例第29号  
平成9年12月19日条例第37号  
平成10年3月30日条例第3号  
平成10年10月6日条例第24号  
平成10年12月22日条例第32号  
平成11年3月17日条例第6号  
平成11年6月23日条例第24号  
平成11年10月8日条例第33号  
平成12年3月29日条例第10号  
平成12年10月6日条例第55号  
平成12年12月22日条例第59号  
平成13年3月29日条例第6号  
平成13年7月9日条例第33号  
平成13年10月5日条例第40号  
平成14年3月27日条例第5号  
平成14年10月4日条例第43号  
平成15年3月12日条例第5号  
平成15年9月26日条例第34号  
平成16年3月26日条例第11号  
平成17年3月29日条例第11号  
平成17年7月22日条例第44号  
平成17年10月5日条例第63号  
平成17年12月27日条例第77号  
平成18年3月29日条例第10号  
平成18年10月1日条例第54号  
平成19年7月4日条例第37号  
平成19年12月26日条例第64号  
平成20年3月26日条例第1号  
平成21年3月25日条例第15号  
平成21年12月18日条例第51号  
平成22年3月23日条例第16号  
平成23年9月29日条例第31号  
平成24年3月29日条例第14号  
平成26年3月26日条例第11号  
平成26年7月1日条例第47号

平成26年10月3日条例第58号  
平成26年12月9日条例第61号  
平成27年3月20日条例第5号  
平成27年12月16日条例第53号  
平成28年3月23日条例第18号  
平成29年3月29日条例第14号  
平成31年3月22日条例第4号  
令和2年3月16日条例第1号  
令和3年3月24日条例第8号  
令和4年3月23日条例第7号  
令和4年7月5日条例第18号  
令和4年9月30日条例第26号  
令和5年10月6日条例第36号  
令和6年3月22日条例第6号  
令和6年12月12日条例第46号  
令和7年3月27日条例第12号

公の施設に関する条例をここに公布する。

## 公の施設に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2の規定による公の施設の設置、管理及び廃止については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほかこの条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第1のとおり公の施設を設置する。

(管理の原則)

第3条 公の施設は、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(特に重要な公の施設)

第4条 法第244条の2第2項の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければ廃止できない公の施設は、別表第2に定めるものとする。

(守るべき事項)

第5条 公の施設の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、特に知事の承認を受けたときはこの限りでない。

- (1) 公の施設を利用する権利を他に譲渡しないこと。
- (2) 公の施設の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (3) 公の施設の使用目的外に使用しないこと。
- (4) その他知事において指示した事項

(原状回復義務)

第6条 公の施設の利用者は、利用を終了したときは、自己の負担において直ちに原状に回復しなければならない。

(利用の許可、制限等)

第7条 公の施設の利用について、知事はその利用の許可、利用の制限、その他必要な事項について規則を定めることができる。

(損害賠償)

第8条 故意又は過失によって公の施設を滅失し、又は破損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事が情状によりやむを得ないと認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

(利用の中止等)

第9条 公の施設の利用者が、第5条の規定に反する行為があった場合又は知事において、公益上必要があると認めたときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

(指定管理者が管理を行う公の施設)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、別表第3に掲げる公の施設の管理を法人その他の団体(以下「団体」という。)で知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第10条の2 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に公の施設の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請の手続について、あらかじめ公表するものとする。

3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により内容の審査を行い、指定管理者の候補(以下「指定管理候補者」という。)を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (4) その他規則で定める基準

(指定管理者の指定の手続の特例)

第10条の2の2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。

- (1) 前条第1項に規定する申請がなかったとき、又は同条第3項の審査の結果指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。
- (2) 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

- (3) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき。
- (4) 公の施設に係る特定事業(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下この号において「民間資金法」という。))第2条第2項に規定する特定事業をいう。)を実施する民間事業者として民間資金法第8条第1項の規定により選定された団体を指定管理候補者とするとき。
- (5) その他知事が特に必要と認めるとき。
- 2 知事は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、前条第1項に規定する書類の提出を求めるものとする。  
(指定管理者が行う業務)
- 第10条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 公の施設の利用に関する業務
- (2) 公の施設(附属設備を含む。)の維持及び保全に関する業務
- (3) その他公の施設の管理運営に関して規則で定める業務  
(指定管理者が行う管理の基準)
- 第10条の4 指定管理者は、第10条の6の規定により読み替えて適用される第9条に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に従って公の施設の管理を行わなければならない。  
(利用料金)
- 第10条の5 知事は、適当と認めるときは、別表第4の施設の欄に掲げる公の施設の指定管理者に、その管理する公の施設の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 2 前項の場合における利用料金は、別表第4に定める基準に従って指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 指定管理者は、公益上その他特別の事由がある場合に限り、利用料金を減額し、又は免除することができる。  
(指定管理者が管理する場合の読替)
- 第10条の6 第10条の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条及び第9条の規定の適用については、第5条第4号及び第9条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。  
(指定管理者の指定等の告示)
- 第10条の7 知事は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したとき、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。  
(使用料)
- 第11条 公の施設の利用については、使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)により使用料を徴収することができる。  
(罰則)
- 第12条 公の施設を無断で利用し、又はこれにより収益した者並びに故意に滅失又は破損した者については、5万円以下の過料を科することができる。  
(委任)
- 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 附 則
- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 営造物に関する条例(昭和31年宮崎県条例第41号)は、廃止する。
- 3 宮崎県清風園設置条例(昭和35年宮崎県条例第14号)は、廃止する。
- 4 職業訓練所設置条例(昭和33年宮崎県条例第14号)は、廃止する。
- 5 宮崎県営住宅管理条例(昭和35年宮崎県条例第3号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例  
第1条中「管理」を「設置、管理及び廃止」に改め、同条の次に次の1条を加える。  
(設置及び廃止)
- 第1条の2 法及び地方自治法に基づく県営住宅の設置及び廃止等については、別に知事が定め公示するものとする。
- 附 則(昭和39年7月17日条例第45号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和39年10月27日条例第51号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和39年12月25日条例第60号)
- この条例は、昭和40年1月15日から施行する。
- 附 則(昭和40年4月1日条例第2号)
- この条例は、昭和40年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和40年7月27日条例第22号)
- この条例は、昭和40年8月1日から施行する。
- 附 則(昭和40年10月16日条例第29号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和40年12月24日条例第40号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和41年4月1日条例第5号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和41年7月30日条例第26号)
- この条例は、昭和41年8月1日から施行する。

- 附 則(昭和41年9月24日条例第31号)  
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和41年12月26日条例第41号)  
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和42年3月17日条例第2号)  
この条例は、昭和42年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和42年7月18日条例第13号)  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の宮崎県酪農研修館の項及び別表第3の県立青島学園の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。  
(昭和42年7月規則第30号で、別表第1の宮崎県酪農研修館の改正規定は、同42年8月1日から施行)
- 附 則(昭和42年10月13日条例第30号)  
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和43年4月1日条例第6号)  
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和43年10月1日条例第22号)  
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和44年4月1日条例第7号)  
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和44年6月19日条例第18号)  
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)
- 2 使用料及び手数料徴収条例(昭和25年宮崎県条例第44号)の一部を次のように改正する。  
別表第1使用料の表中公会堂使用料の項を削る。  
附 則(昭和44年10月1日条例第25号)  
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例施行の際、現に従前の次表左欄に掲げる職業訓練所において職業訓練を受けている者は、同表右欄に掲げる専修職業訓練校において各相当の職業訓練を受ける者となり、従前の職業訓練を受けた期間は、改正後の職業訓練の期間とみなす。
- |             |              |
|-------------|--------------|
| 宮崎県高鍋職業訓練所  | 県立高鍋専修職業訓練校  |
| 宮崎県都城職業訓練所  | 県立都城専修職業訓練校  |
| 宮崎県高千穂職業訓練所 | 県立高千穂専修職業訓練校 |
| 宮崎県小林職業訓練所  | 県立小林専修職業訓練校  |
| 宮崎県串間職業訓練所  | 県立串間専修職業訓練校  |
| 宮崎県日南職業訓練所  | 県立日南専修職業訓練校  |
| 宮崎県日向職業訓練所  | 県立日向専修職業訓練校  |
- (職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 3 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年宮崎県条例第41号)の一部を次のように改正する。  
第3条の3第1項各号列記以外の部分中「職業訓練所」を「専修職業訓練校」に改める。  
附 則(昭和45年4月1日条例第6号)  
この条例は、昭和45年4月1日から施行する。ただし、公の施設に関する条例別表第1の宮崎県消費生活センターの項を加える改正規定は、昭和45年9月1日から施行する。
- 附 則(昭和45年6月22日条例第22号)  
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和45年9月30日条例第28号)  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、県営日向美々津国民保養センターに関する改正規定は、昭和45年10月1日から施行する。
- 附 則(昭和45年11月30日条例第39号)  
この条例は、昭和45年12月1日から施行する。
- 附 則(昭和46年3月15日条例第2号)  
この条例は、昭和46年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和46年7月21日条例第24号)  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、県立児童福祉園を県立児童福祉センターに改める改正規定、宮崎県国富保健所を宮崎県宮崎保健所国富支所に改める改正規定及び宮崎県水産研修館の項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。  
(昭和46年8月規則第30号で、同46年8月7日から施行)
- 附 則(昭和46年10月11日条例第41号)  
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和46年12月25日条例第44号)  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、宮崎県農業大学校の項を加える改正規定、宮崎県蚕業講習所の項を削る改正規定及び宮崎県水産講習所の項を宮崎県高等水産研修所の項に改める改正規定は昭和47年4月1日から、県立農業講習所の項、宮崎県高等営農研修所の項及び宮崎県総合農業試験場の項を削る改正規定は昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年3月31日条例第13号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、別表第1に県営国民宿舎青島の項を加える改正規定及び別表第3に県営国民宿舎青島の項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和47年7月規則第33号で、別表第1に県営国民宿舎青島の項を加える改正規定及び別表第3に県営国民宿舎青島の項を加える改正規定の施行期日は、昭和47年7月25日から施行)

附 則(昭和47年7月8日条例第27号)

この条例は、公布の日から起算して3月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和47年9月規則第44号で、同47年10月1日から施行)

附 則(昭和47年10月11日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中県立特別養護老人ホーム舞鶴荘に関する部分及び別表第3の改正規定は、公布の日から起算して3月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和47年12月規則第57号で、同47年12月25日から施行)

附 則(昭和47年12月25日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年3月26日条例第7号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中宮崎県健康増進センターに関する部分及び別表第3の改正規定は、公布の日から起算して5月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和48年8月規則第40号で、同48年8月25日から施行)

附 則(昭和48年12月25日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中宮崎県農村健診センターに関する部分は、公布の日から起算して2月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和49年1月規則第1号の2で、同49年1月25日から施行)

附 則(昭和49年4月1日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年10月15日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年12月24日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定中宮崎県都城地方消費生活センターに関する部分は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和50年2月規則第1号で、同50年2月1日から施行)

附 則(昭和50年3月14日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中宮崎県総合青少年センターに関する部分(中略)の規定は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和50年7月規則第17号で、同50年8月1日から施行)

附 則(昭和50年7月25日条例第15号)

この条例は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則(昭和50年12月28日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年3月31日条例第18号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年7月9日条例第25号)

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和51年7月規則第34号で、同51年7月10日から施行)

附 則(昭和52年3月31日条例第12号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年12月26日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中県立小林高等職業訓練校及び県立小林専修職業訓練校に関する部分は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月31日条例第8号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年10月16日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年12月25日条例第32号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月10日条例第6号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定中県立特別養護老人ホームみやざき荘に関する部分は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和54年6月規則第20号で、同54年6月1日から施行)

附 則(昭和54年12月25日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年7月17日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年10月17日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、県立児童福祉センターを宮崎県福祉総合センターに改める改正規定は、昭和55年11月1日から施行する。

附 則(昭和55年12月23日条例第36号)

この条例は、昭和56年2月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月31日条例第13号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月31日条例第10号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日条例第12号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月30日条例第7号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年10月9日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年3月29日条例第3号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年12月22日条例第35号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和62年3月規則第8号で、同62年3月31日から施行)

附 則(昭和62年3月9日条例第4号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月30日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年宮崎県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項中「高等職業訓練校」を「高等技術専門学校」に改める。

附 則(昭和63年7月16日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月30日条例第6号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定中県営えびの高原スポーツレクリエーション施設に関する部分は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成元年6月規則第38号で、同元年6月10日から施行)

附 則(平成2年3月30日条例第9号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年12月21日条例第40号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成3年2月規則第2号で、同3年2月15日から施行)

附 則(平成3年3月8日条例第5号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月30日条例第8号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月17日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中

「

|                                            |
|--------------------------------------------|
| 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条第2項第1号に規定する職業訓練校 |
|--------------------------------------------|

」

を

「

|                                                |
|------------------------------------------------|
| 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項第1号に規定する職業能力開発校 |
|------------------------------------------------|

」

に改める部分は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年10月1日条例第30号)

この条例は、平成5年11月22日から施行する。

附 則(平成6年3月31日条例第6号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年7月7日条例第18号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成6年7月規則第33号で、同6年8月1日から施行)

附 則(平成6年10月6日条例第24号)

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月13日条例第5号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成7年5月規則第34号で、同7年5月25日から施行）

附 則（平成7年6月20日条例第21号）

この条例は、平成7年7月21日から施行する。

附 則（平成7年10月6日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定中宮崎県フォレストピア森林交流館に関する部分は、平成7年10月12日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中

「

|          |  |                |
|----------|--|----------------|
| 宮崎県小林保健所 |  | 小林市大字細野455番地の1 |
|----------|--|----------------|

」

を

「

|          |  |                    |
|----------|--|--------------------|
| 宮崎県小林保健所 |  | 小林市大字堤字金鳥居3020番地13 |
|----------|--|--------------------|

」

に改める部分は、平成8年5月1日から施行する。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「鶴之島寮」を「きりしま寮」に改める。

附 則（平成8年12月20日条例第30号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第3号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定中宮崎県農業科学公園に関する部分は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成9年3月規則第43号で、同9年6月6日から施行）

附 則（平成9年7月7日条例第22号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定中宮崎県御池松の港野営場に関する部分は平成9年7月12日から、別表第1及び別表第3の改正規定中宮崎県諸県県有林共に学ぶ森に関する部分は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成9年7月規則第54号で、同9年8月1日から施行）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の公の施設に関する条例の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成9年10月6日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年12月19日条例第37号）

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成10年2月規則第2号で、同10年2月24日から施行）

附 則（平成10年3月30日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中

「

|                                   |
|-----------------------------------|
| 延岡市愛宕町2丁目<br>2321番地（延岡児童<br>相談所内） |
|-----------------------------------|

」

を

「

|                                 |
|---------------------------------|
| 延岡市愛宕町2丁目<br>15番地（延岡児童相<br>談所内） |
|---------------------------------|

」

に改める部分及び

「

|                |                     |
|----------------|---------------------|
| 宮崎県延岡児童相<br>談所 | 延岡市愛宕町2丁目<br>2321番地 |
|----------------|---------------------|

」

を

「

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 宮崎県延岡児童相<br>談所 | 延岡市愛宕町2丁目<br>15番地 |
|----------------|-------------------|

」

に改める部分は公布の日から、同表宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の項の改正規定は公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成10年6月規則第54号で、同10年7月10日から施行）

（保健所運営協議会条例の一部改正）

2 保健所運営協議会条例（平成9年宮崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|            |           |
|------------|-----------|
| 宮崎保健所運営協議会 | 宮崎市宮崎保健所内 |
|------------|-----------|

」

を

「

|            |           |
|------------|-----------|
| 中央保健所運営協議会 | 宮崎市中央保健所内 |
|------------|-----------|

」

に改める。

(保健所運営協議会条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の保健所運営協議会条例第5条第1項の規定により任命され、又は委嘱されている宮崎保健所運営協議会の委員は、前項の規定による改正後の保健所運営協議会条例第5条第1項の規定により任命され、又は委嘱された中央保健所運営協議会の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成11年7月31日までとする。

附 則(平成10年10月6日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中

|   |          |                          |   |
|---|----------|--------------------------|---|
| 「 | 宮崎県高鍋保健所 | 児湯郡高鍋町大字北高鍋字下畑田204番地     | 」 |
| を |          |                          |   |
| 「 | 宮崎県高鍋保健所 | 児湯郡高鍋町大字蚊口浦字新中町西浦5120番地1 | 」 |

に改める部分は、平成10年12月1日から施行する。

(平成10年11月規則第72号で、同10年12月1日から施行)

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年宮崎県条例第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成10年12月22日条例第32号)

この条例は、平成11年2月1日から施行する。

附 則(平成11年3月17日条例第6号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月23日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年10月8日条例第33号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成11年11月規則第59号で、同11年12月1日から施行)

附 則(平成12年3月29日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年宮崎県条例第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成12年10月6日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月22日条例第59号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月29日条例第6号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年7月9日条例第33号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成13年9月規則第70号で、同13年9月4日から施行)

附 則(平成13年10月5日条例第40号)

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成13年10月規則第79号で、同13年11月1日から施行)

附 則(平成14年3月27日条例第5号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第1宮崎県男女共同参画センターの項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年10月4日条例第43号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月12日条例第5号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年9月26日条例第34号)

この条例中別表第1宮崎県立看護大学の項の改正規定は公布の日から、同表の改正規定中

|   |          |                 |   |
|---|----------|-----------------|---|
| 「 | 宮崎県日南保健所 | 日南市大字戸高字葛廻657番地 | 」 |
| を |          |                 |   |
| 「 | 宮崎県日南保健所 | 日南市吾田西1丁目5番10号  | 」 |

に改める部分は平成15年10月6日から施行する。

附 則(平成16年3月26日条例第11号)

改正

平成17年7月22日条例第44号

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び附則第3項の規定は、平成16年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の公の施設に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第10条第1項の規定により管理を委託している公の施設については、改正前の条例第10条、第10条の2及び別表第3の規定は、平成18年9月1日(同日前にこの条例による改正後の第10条の2第3項の規定により指定管理者を指定した公の施設にあっては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。  
(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 3 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年宮崎県条例第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成17年3月29日条例第11号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中

「

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 延岡市愛宕町2丁目<br>15番地(延岡児童相<br>談所内) | 」 |
|---------------------------------|---|

を

「

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 延岡市大貫町1丁目<br>2845番地(延岡児童<br>相談所内) | 」 |
|-----------------------------------|---|

に改める部分及び

「

|                |                   |   |
|----------------|-------------------|---|
| 宮崎県延岡児童相<br>談所 | 延岡市愛宕町2丁目<br>15番地 | 」 |
|----------------|-------------------|---|

を

「

|                |                     |   |
|----------------|---------------------|---|
| 宮崎県延岡児童相<br>談所 | 延岡市大貫町1丁目<br>2845番地 | 」 |
|----------------|---------------------|---|

に改める部分は、公布の日から1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成17年4月規則第24号で、同17年4月1日から施行)

附 則(平成17年7月22日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成18年4月1日から施行する。  
(準備行為)
- 2 第1条の規定による改正後の公の施設に関する条例第10条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、第1条の規定の施行前においても行うことができる。

附 則(平成17年10月5日条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1に宮崎県総合農業試験場の項を加える改正規定は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成17年10月規則第101号で、同17年11月1日から施行)

附 則(平成17年12月27日条例第77号)

この条例中第1条の規定は平成18年1月1日から、第2条の規定は同年2月25日から施行する。

附 則(平成18年3月29日条例第10号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成18年4月1日から、第3条の規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成18年5月規則第52号で、同18年5月10日から施行)

附 則(平成18年10月1日条例第54号)

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年7月4日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月26日条例第64号)

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成19年12月規則第87号で、同19年12月26日から施行)

附 則(平成20年3月26日条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日条例第15号)

この条例は、平成21年3月30日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月18日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月23日条例第16号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月29日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日条例第14号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日条例第11号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年7月1日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年10月3日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月9日条例第61号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第5号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月16日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月23日条例第18号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第4宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の項の改正規定(義務教育学校に係る部分を除く。)、同表県営国民宿舎えびの高原荘県営国民宿舎高千穂荘の項の改正規定(義務教育学校に係る部分を除く。)及び同表県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の項の改正規定(義務教育学校に係る部分を除く。) 公布の日

(2) 別表第4県立青島亜熱帯植物園の項を削る改正規定 平成28年3月26日

附 則(平成29年3月29日条例第14号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第4号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第4宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の項の改正規定(オートキャンプ場宿泊利用のタープの項、オートキャンプ場一時利用のタープの項及びガスコンロの項を削る部分に限る。)は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月16日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月24日条例第8号)

この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、別表第4宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日条例第7号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月5日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の公の施設に関する条例第10条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(令和4年9月30日条例第26号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年10月6日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月22日条例第6号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月12日条例第46号)

この条例は、令和7年2月25日から施行する。

附 則(令和7年3月27日条例第12号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

| 名称                                                                                            | 設置目的                                                                              | 位置                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宮崎県青島青少年自然の家<br>宮崎県むかばき青少年自然の家<br>宮崎県御池青少年自然の家                                                | 青少年の健全育成を図るための集団宿泊研修施設                                                            | 宮崎市大字熊野字藤兵衛中州<br>延岡市行滕町760番3<br>都城市夏尾町5988番30                                                                                                                 |
| 宮崎県男女共同参画センター                                                                                 | 男女共同参画に関する情報提供及び相談支援を行うとともに、学習・交流の場を提供し、男女共同参画社会の形成に寄与するための施設                     | 宮崎市旭1丁目2番2号                                                                                                                                                   |
| 宮崎県中央福祉子どもセンター<br>宮崎県南部福祉子どもセンター<br>宮崎県北部福祉子どもセンター                                            | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所 | 宮崎市霧島1丁目1番地2<br>都城市年見町14号1番地1<br>延岡市大貫町1丁目2845番地                                                                                                              |
| 県立視覚障害者センター                                                                                   | 視覚障害者のための身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設                              | 宮崎市江平西2丁目1番20号                                                                                                                                                |
| 県立聴覚障害者センター                                                                                   | 聴覚障害者のための身体障害者福祉法第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設                                            | 宮崎市江平西2丁目1番20号                                                                                                                                                |
| 宮崎県身体障害者相談センター                                                                                | 身体障害者福祉法第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所                                                    | 宮崎市霧島1丁目1番地2                                                                                                                                                  |
| 宮崎県女性相談支援センター                                                                                 | 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項に規定する女性相談支援センター                            | 宮崎市霧島1丁目1番地2                                                                                                                                                  |
| 県立きりしま寮                                                                                       | 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する女性自立支援施設                                         | 宮崎市霧島1丁目1番地2                                                                                                                                                  |
| 県立みやざき学園                                                                                      | 児童福祉法第35条第2項に規定する同法第44条の児童自立支援施設                                                  | 都城市丸谷町388番地                                                                                                                                                   |
| 宮崎県福祉総合センター                                                                                   | 児童福祉法第40条の児童厚生施設、社会福祉関係者の研修施設及び民間社会福祉活動の増進を図るための施設                                | 宮崎市原町2番22号                                                                                                                                                    |
| 県立こども療育センター                                                                                   | 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設                                                       | 宮崎市清武町木原字山内4257番地8                                                                                                                                            |
| 県立母子・父子福祉センター                                                                                 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第39条に規定する母子・父子福祉センター                                  | 宮崎市原町2番22号                                                                                                                                                    |
| 県立産業技術専門学校<br>県立産業技術専門学校高鍋校                                                                   | 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校                                    | 西都市大字右松字長畑362番地1<br>児湯郡高鍋町大字南高鍋字小嶋田1770番地                                                                                                                     |
| 宮崎県中央保健所<br>宮崎県都城保健所<br>宮崎県延岡保健所<br>宮崎県日南保健所<br>宮崎県小林保健所<br>宮崎県高鍋保健所<br>宮崎県日向保健所<br>宮崎県高千穂保健所 | 地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に規定する保健所                                                 | 宮崎市霧島1丁目1番地2<br>都城市上川東3丁目14号3番地<br>延岡市大貫町1丁目2840番地<br>日南市吾田西1丁目5番10号<br>小林市堤字金鳥居3020番地13<br>児湯郡高鍋町大字蚊口浦字新中町西浦5120番地1<br>日向市北町2丁目16番地<br>西臼杵郡高千穂町大字三田井1086番地の1 |

|                                                                                                                    |                                                                              |                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| みやざき動物愛護センター                                                                                                       | 県民の動物を愛護する意識の啓発に資するとともに、動物の適正な飼養の普及に寄与するための施設                                | 宮崎市清武町木原4543番地8                                                                                             |
| 県立宮崎産院                                                                                                             | 児童福祉法第36条に規定する助産施設                                                           | 宮崎市北高松町5番30号(県立宮崎病院内)                                                                                       |
| 県立延岡産院                                                                                                             |                                                                              | 延岡市新小路2丁目1番10(県立延岡病院内)                                                                                      |
| 県立日南産院                                                                                                             |                                                                              | 日南市木山1丁目9番5号(県立日南病院内)                                                                                       |
| 宮崎県精神保健福祉センター                                                                                                      | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条第1項に規定する精神保健福祉センター                       | 宮崎市霧島1丁目1番地2                                                                                                |
| 宮崎県農業科学公園                                                                                                          | 県民の農業とのふれあいの場を提供するとともに、農業に対する意識の啓発に資するための施設                                  | 児湯郡高鍋町大字持田字俵橋5732番地                                                                                         |
| 県立農業大学校                                                                                                            | 優れた農業経営者及び地域農業を先導する指導者の養成並びに農業経営者等の資質の向上及び県民の農業に対する意識の啓発に資する研修のための施設         | 児湯郡高鍋町大字持田字俵橋5733番地                                                                                         |
| 宮崎県宮崎家畜保健衛生所                                                                                                       | 家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第1条に規定する家畜保健衛生施設                                        | 宮崎市佐土原町下那珂字片瀬原3151番地1                                                                                       |
| 宮崎県都城家畜保健衛生所                                                                                                       |                                                                              | 都城市高崎町大牟田字上示野原4213番地1                                                                                       |
| 宮崎県延岡家畜保健衛生所                                                                                                       |                                                                              | 延岡市小野町4234番地                                                                                                |
| 宮崎県工業技術センター                                                                                                        | 工業技術センター内における機械設備の利用施設並びに工鉦業に関する知識及び技術の修得施設                                  | 宮崎市佐土原町東上那珂字長谷水16500番地2                                                                                     |
| 宮崎県食品開発センター                                                                                                        | 食品開発センター内における機械設備の利用施設並びに食品加工に関する知識及び技術の修得施設                                 | 宮崎市佐土原町東上那珂字長谷水16500番地2                                                                                     |
| 宮崎県機械技術センター                                                                                                        | 機械技術センター内における機械設備の利用施設並びに機械金属工業に関する知識及び技術の修得施設                               | 延岡市大武町39番地82                                                                                                |
| 宮崎県総合農業試験場                                                                                                         | 総合農業試験場内における農作物等に関する知識及び技術の修得並びに県民の農業に対する意識の啓発に資するための施設                      | 宮崎市佐土原町下那珂字峯前5805番地                                                                                         |
| 宮崎県総合農業試験場畑作園芸支場                                                                                                   | 畑作園芸支場内における畑作及び園芸に関する知識及び技術の修得施設並びに県民の農業に対する意識の啓発に資するための施設                   | 都城市横市町10683番地                                                                                               |
| 宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場                                                                                                  | 亜熱帯作物支場内における亜熱帯性果樹及び亜熱帯性有用植物の栽培に関する知識及び技術の修得施設並びに県民の農業に対する意識の啓発に資するための施設     | 日南市南郷町賛波3236番地3                                                                                             |
| 宮崎県総合農業試験場薬草・地域作物センター                                                                                              | 薬草・地域作物センター内における薬草及び地域作物の栽培又は加工に関する知識及び技術の修得施設並びに県民の薬草及び農業に対する意識の啓発に資するための施設 | 小林市野尻町東麓2581番地88                                                                                            |
| 宮崎県中部農業改良普及センター<br>宮崎県南那珂農業改良普及センター<br>宮崎県北諸県農業改良普及センター<br>宮崎県西諸県農業改良普及センター<br>宮崎県児湯農業改良普及センター<br>宮崎県東臼杵南部農業改良普及セン | 農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第12条第1項に規定する普及指導センター                                    | 東諸県郡国富町大字岩知野1401番地<br>日南市南郷町中村甲1232番地1<br>都城市高木町6464番地<br>小林市駅南300番地<br><br>西都市大字調殿812番地<br>日向市東郷町山陰辛256番地2 |

|                                                          |                                                                              |                                                         |
|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| ター<br>宮崎県東臼杵北部<br>農業改良普及セン<br>ター<br>宮崎県西臼杵農業<br>改良普及センター |                                                                              | 延岡市長浜町1丁目<br>1713番地<br><br>西臼杵郡高千穂町大<br>字三田井3364番地39    |
| 宮崎県水産試験場                                                 | 水産試験場内における機械設備の利用施設並びに水<br>産加工に関する知識及び技術の修得施設                                | 宮崎市青島6丁目16<br>番3号                                       |
| 県立高等水産研修<br>所                                            | 優れた漁業就業者の養成並びに漁業就業者等の資質<br>の向上及び県民の漁業に対する意識の啓発に資する<br>研修のための施設               | 日南市西町2丁目11<br>番6号                                       |
| 宮崎県林業技術セ<br>ンター                                          | 林業技術センター内における林業に関する知識及び技<br>術の修得施設並びに森とのふれあいの場を提供する<br>ための施設                 | 東臼杵郡美郷町西郷<br>田代字内野々1561番<br>地1                          |
| 宮崎県川南遊学の<br>森                                            | 県民の森林に関する知識及び技術の修得並びに森林<br>とのふれあいの場を提供するための施設                                | 児湯郡川南町大字川<br>南字村上26689番地                                |
| 宮崎県ひなもり台<br>県民ふれあいの森                                     | 県民の森林レクリエーション、保健休養並びに森林及<br>び林業とのふれあいの場を提供するための施設                            | 小林市細野字山中之<br>前5739番地14                                  |
| 宮崎県諸県県有林<br>共に学ぶ森                                        | 森林とのふれあいの場を提供するとともに、森林の機<br>能及び林業の役割を研修するための施設                               | 宮崎市高岡町紙屋字<br>赤木9番地1                                     |
| 宮崎県木材利用技<br>術センター                                        | 木材利用技術センター内における機械設備の利用施<br>設並びに木材利用に関する知識及び技術の修得施設                           | 都城市花繰町21号2<br>番                                         |
| 県営国民宿舎えび<br>の高原荘<br>県営国民宿舎高千<br>穂荘                       | 国民の健全なレクリエーションの健康増進に資するた<br>めの施設                                             | えびの市大字末永<br>1489番地<br>西臼杵郡高千穂町大<br>字三田井字御塩井<br>1037番地の4 |
| 県営えびの高原ス<br>ポーツレクリエーシ<br>ョン施設                            | 県民の健全なスポーツレクリエーションと体力の向上に<br>資するとともに、国立公園の利用促進と本県観光の振<br>興に寄与するための施設         | えびの市大字末永<br>1489番地                                      |
| 宮崎県木崎浜サー<br>フィンセンター                                      | 県民に快適なサーフィン環境を提供するとともに、本県<br>観光の振興に寄与するための施設                                 | 宮崎市大字熊野字藤<br>兵衛中州2235番100<br>及び2235番100地先               |
| 宮崎県屋外型トレ<br>ーニングセンター                                     | トップアスリートの誘致等により本県観光の振興に資す<br>るとともに、県民のスポーツの競技力向上に寄与する<br>ための施設               | 宮崎市山崎町浜山<br>415番87                                      |
| 県立青島亜熱帯植<br>物園                                           | 熱帯、亜熱帯植物等を植栽展示し、観光に供するととも<br>に学術参考に資するための施設                                  | 宮崎市青島2丁目11<br>番1号                                       |
| 宮崎県建設技術セ<br>ンター                                          | 優れた建設技術者等の養成及び建設資材の品質管理<br>試験並びに県民の安全で安心な暮らしを支える技術等<br>に対する意識の啓発に資する研修のための施設 | 宮崎市清武町今泉<br>2559の1                                      |
| 宮崎県サンビーチ<br>ーツ葉                                          | 県民に快適な水辺空間を提供するとともに、海洋性レ<br>クリエーションの振興に資するための施設                              | 宮崎市阿波岐原町前<br>浜4277番32及び4277<br>番32地先                    |
| 宮崎県東京学生寮                                                 | 宮崎県民の子弟であって、東京及びその周辺に居住<br>する学生のための寮                                         | 東京都千代田区九段<br>南4丁目8番2号                                   |
| 県立芸術劇場                                                   | 県民文化の拠点として、舞台芸術を中心に多様な文化<br>活動を促進し、文化の香り高い地域づくりと心豊かな県<br>民生活の創造に寄与するための施設    | 宮崎市船塚3丁目<br>210番地                                       |

別表第2（第4条関係）

- 名称
- 県立宮崎病院
- 県立延岡病院
- 県立日南病院

別表第3(第10条関係)

名称

宮崎県青島青少年自然の家  
宮崎県むかばき青少年自然の家  
宮崎県御池青少年自然の家  
宮崎県男女共同参画センター  
県立視覚障害者センター  
県立聴覚障害者センター  
宮崎県福祉総合センター  
県立母子・父子福祉センター  
宮崎県農業科学公園  
県立農業大学校(農業総合研修センターに限る。)  
宮崎県機械技術センター  
宮崎県林業技術センター(研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限る。)  
宮崎県川南遊学の森  
宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森  
宮崎県諸県県有林共に学ぶ森  
県営国民宿舎えびの高原荘  
県営国民宿舎高千穂荘  
県営えびの高原スポーツレクリエーション施設  
宮崎県屋外型トレーニングセンター  
県立青島亜熱帯植物園  
宮崎県建設技術センター  
宮崎県サンビーチーツ葉  
宮崎県東京学生寮  
県立芸術劇場

別表第4(第10条の5関係)

| 施設                                                                                         | 基準    |                                                 |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                            | 区分    | 単位                                              | 金額                                        | 備考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 宮崎県青島<br>青少年自然<br>の家<br>宮崎県むか<br>ばき青少年<br>自然の家<br><br><br><br><br><br>宮崎県御池<br>青少年自然<br>の家 | 宿泊室   | 1人1泊につき                                         |                                           | 1 「1泊」とは、午前9時から翌日の午後4時までの範囲内において当該施設を利用し、宿泊することをいう。<br>2 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。<br>3 宿泊室、キャンプ場及びキャンプ用具については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)に在学する者及び未就学の者(以下「在学者等」という。)は、無料とする。<br>4 研修室及び体育館については、在学者等で構成する団体は、無料とする。<br>5 「全面を利用する場合」とは、体育館の床面積の2分の1を超えて利用する場合をいい、「半面を利用する場合」とは、体育館の床面積の2分の1以下を利用する場合をいう。 |
|                                                                                            |       | 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が利用するとき<br>30歳未満の者 | 360円以下                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                                                                                            |       | 30歳以上の者                                         | 710円以下                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                                                                                            |       |                                                 | その他のものが利用するとき                             | 1,190円以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                                                                                            | 研修室   |                                                 | 1室1時間につき                                  | 540円以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                                            | 体育館   | 宮崎県青島青少年自然の家                                    | 1時間につき<br>全面を利用する場合<br>半面を利用する場合          | 1,180円以下<br>590円以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                            |       | 宮崎県むかばき青少年自然の家<br>宮崎県御池青少年自然の家                  | 1時間につき                                    | 850円以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                                            | キャンプ場 |                                                 | 1人1泊につき<br>児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|           |         |     |                                                                                                    |                            |                                           |
|-----------|---------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------|
|           |         |     | 利用するとき<br>30歳未満の者<br>30歳以上の者<br>その他のものが利用するとき                                                      | 120円以下<br>240円以下<br>360円以下 |                                           |
|           | キャンプ用具  | テント | 1人1泊につき<br>児童、生徒及び学生の団体並びに<br>青少年団体及び青少年<br>育成団体が利用するとき<br>30歳未満の者<br>30歳以上の者<br>その他のものが利用するとき     | 120円以下<br>240円以下<br>360円以下 |                                           |
|           |         | 寝袋  | 1泊1個につき<br>児童、生徒及び学生の<br>団体並びに青少年団体<br>及び青少年育成団体が<br>利用するとき<br>30歳未満の者<br>30歳以上の者<br>その他のものが利用するとき | 120円以下<br>240円以下<br>360円以下 |                                           |
|           |         | 毛布  | 1泊1枚につき<br>児童、生徒及び学生の<br>団体並びに青少年団体<br>及び青少年育成団体が<br>利用するとき<br>30歳未満の者<br>30歳以上の者<br>その他のものが利用するとき | 120円以下<br>240円以下<br>360円以下 |                                           |
| 宮崎県農業科学公園 | イベントホール |     | 1室につき<br><br><br><br>午前                                                                            | <br><br><br><br>3,850円以下   | 1「午前」とは午前9時30分から正午まで、「午後」とは正午から午後5時までをいう。 |

|                  |              |             |              |           |                                                                                                                                                                               |
|------------------|--------------|-------------|--------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  |              |             | 午後           | 7,690円以下  | 2 学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者で構成する団体は、無料とする。                                                                                                                        |
|                  | 物産館ホール       |             | 1平方メートル1日につき | 40円以下     | 利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は1平方メートルとして計算する。                                                                                                                                  |
| 県立農業大学校          | 宿泊室          |             | 1人1泊につき      | 1,150円以下  | 学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者は、無料とする。                                                                                                                                 |
|                  | 研修室          |             | 1室につき        |           | 1 「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは正午から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後10時までをいう。<br>2 学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者で構成する団体は、無料とする。                                                         |
|                  |              |             | 午前           | 1,730円以下  |                                                                                                                                                                               |
|                  |              |             | 午後           | 3,460円以下  |                                                                                                                                                                               |
|                  |              |             | 夜間           | 3,460円以下  |                                                                                                                                                                               |
| 宮崎県林業技術センター      | 宿泊室          |             | 1人1泊につき      | 1,150円以下  | 1 「1泊」とは、午前0時から翌日の午後12時までの範囲内において当該施設を利用し、宿泊することをいう。<br>2 学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者は、無料とする。                                                                       |
| 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森 | オートキャンプ場宿泊利用 | 個別サイト       | 1サイト1回につき    | 5,700円以下  | 1 「宿泊利用」とは午後3時から翌日の午後2時までの間の利用をいう。<br>2 「一時利用」とは午前9時から午後3時までの間の利用をいう。<br>3 「大人」とは、中学校就学の始期に達した12歳以上の年齢の者をいう。<br>4 小学校児童には義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。<br>5 「青少年の団体」とは、学校教育法 |
|                  |              | グループサイトA    | 1サイト1回につき    | 11,400円以下 |                                                                                                                                                                               |
|                  |              | グループサイトB    | 1サイト1回につき    | 8,500円以下  |                                                                                                                                                                               |
|                  |              | キャンピングカーサイト | 1サイト1回につき    | 6,600円以下  |                                                                                                                                                                               |
|                  |              | 広場サイト       | 1人1回につき      |           |                                                                                                                                                                               |

|                  |                 |                                                                                                          |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  |                 | 青少年の団<br>体が利用す<br>るとき<br><br>大人<br>小学校児<br>童<br><br>その他のも<br>のが利用す<br>るとき<br><br>大人<br><br><br>小学校児<br>童 | 750円以下<br><br>380円以下<br><br><br>1,500円以下<br><br><br>750円以下 | 第1条に規定する<br>学校（幼稚園を除<br>く。）、同法第124条<br>に規定する専修学<br>校及び同法第134<br>条に規定する各種<br>学校に在学する生<br>徒とその引率者、<br>指導者等で構成す<br>る10人以上の集団<br>をいう。<br><br>6 連続して宿泊する<br>場合は、その宿泊<br>による利用を開始<br>する日及び終了す<br>る日以外の日の午<br>後2時から午後3<br>時までの間の利用<br>料金は徴収しない<br>ものとする。 |
|                  | キャビンA           | 1棟1回につき                                                                                                  | 16,200円以下                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | キャビンB           | 1棟1回につき                                                                                                  | 11,400円以下                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | キャビンC           | 1棟1回につき                                                                                                  | 7,500円以下                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | キャビンD           | 1棟1回につき                                                                                                  | 13,200円以下                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | テント             | 1張1回につき                                                                                                  | 2,000円以下                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                   |
| オートキャンプ場一<br>時利用 | 個別サイト           | 1サイト1回に<br>つき                                                                                            | 2,850円以下                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | グループサイトA        | 1サイト1回に<br>つき                                                                                            | 5,700円以下                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | グループサイトB        | 1サイト1回に<br>つき                                                                                            | 4,250円以下                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | キャンピングカー<br>サイト | 1サイト1回に<br>つき                                                                                            | 3,300円以下                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | 広場サイト           | 1人1回につき<br>青少年の団<br>体が利用す<br>るとき<br>大人<br>小学校児<br>童<br>その他のも<br>のが利用す<br>るとき<br>大人<br>小学校児<br>童          | 380円以下<br>190円以下<br><br><br>750円以下<br>380円以下               |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | キャビンA           | 1棟1回につき                                                                                                  | 8,100円以下                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | キャビンB           | 1棟1回につき                                                                                                  | 5,700円以下                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | キャビンC           | 1棟1回につき                                                                                                  | 3,750円以下                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | キャビンD           | 1棟1回につき                                                                                                  | 6,600円以下                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | テント             | 1張1回につき                                                                                                  | 1,000円以下                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | シャワー室           | 1人1回につき                                                                                                  | 100円以下                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | 洗濯機             | 1台1回につき                                                                                                  | 200円以下                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 乾燥機              | 1台1回につき         | 200円以下                                                                                                   |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                   |

|                            |      |      |               |                                     |                                         |                                                                                                                                                                                           |                       |                                                                                                                                                          |
|----------------------------|------|------|---------------|-------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                            | 自転車  |      |               | 1台1回につき<br>4時間まで<br>4時間を超え1時間を増すごとに | 500円以下<br>100円以下                        | 4時間を超える利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間として計算する。                                                                                                                                               |                       |                                                                                                                                                          |
| 県営国民宿舎えびの高原荘<br>県営国民宿舎高千穂荘 | 宿泊利用 | 和室   | 8畳室           | 1人1泊につき<br><br>大人<br><br>小学校児童      | 8,380円以下<br><br>6,700円以下                | 1 「1泊」とは、素泊で午後4時から翌日の午前10時までの間を含む利用をいう。<br>2 「大人」とは、中学校就学の始期に達した12歳以上の年齢の者をいう。<br>3 小学校児童には義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。<br><br>4 連続して宿泊する場合は、その宿泊による利用を終了するまでの間は一時利用に係る利用料金は徴収しないものとする。 |                       |                                                                                                                                                          |
|                            |      |      | 10畳室          | 1人1泊につき<br>大人<br>小学校児童              | 9,030円以下<br>7,220円以下                    |                                                                                                                                                                                           |                       |                                                                                                                                                          |
|                            |      |      | 10畳室<br>(洋間付) | 1人1泊につき<br>大人<br>小学校児童              | 10,030円以下<br>8,020円以下                   |                                                                                                                                                                                           |                       |                                                                                                                                                          |
|                            |      |      | 特別室<br>(洋間付)  | 1人1泊につき<br>大人<br>小学校児童              | 11,850円以下<br>9,490円以下                   |                                                                                                                                                                                           |                       |                                                                                                                                                          |
|                            |      |      | 洋室            | ツイン                                 | 1人1泊につき<br>大人<br>小学校児童                  |                                                                                                                                                                                           | 11,110円以下<br>8,810円以下 |                                                                                                                                                          |
|                            |      |      |               | シングル                                | 1人1泊につき<br>大人<br>小学校児童                  |                                                                                                                                                                                           | 8,700円以下<br>6,960円以下  |                                                                                                                                                          |
|                            |      |      | 広間            |                                     | 1人1泊につき<br>大人<br>小学校児童                  |                                                                                                                                                                                           | 6,910円以下<br>5,520円以下  |                                                                                                                                                          |
|                            |      | 一時利用 | 和室            | 8畳室                                 | 1室1回につき<br><br>3時間まで<br>3時間を超え1時間を増すごとに |                                                                                                                                                                                           | 5,330円以下<br>1,060円以下  | 1 「一時利用」とは、午前10時から午後4時までの間の利用をいう。ただし、宿泊利用に支障がない場合に限り、午後9時まで延長することができる。<br>2 「大人」とは、中学校就学の始期に達した12歳以上の年齢の者をいう。<br>3 小学校児童には義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。 |
|                            |      |      |               | 10畳室                                | 1室1回につき<br><br>3時間まで<br>3時間を超え1時間を増すごとに |                                                                                                                                                                                           | 6,000円以下<br>1,190円以下  |                                                                                                                                                          |
|                            |      |      |               | 10畳室<br>(洋間付)                       | 1室1回につき<br><br>3時間まで<br>3時間を超え1時間を増すごとに |                                                                                                                                                                                           | 6,670円以下<br>1,330円以下  |                                                                                                                                                          |

|                               |                |               |                    |                                                                       |                                          |                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------|----------------|---------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                               |                |               | 特別室<br>(洋間付)       | 1室1回につき<br>3時間まで<br>3時間を超え1時間を<br>増すごとに                               | 7,340円以下<br>1,460円以下                     |                                                                                                                                                                    |
|                               |                | 洋間            | シングル               | 1室1回につき<br>3時間まで<br>3時間を超え1時間を<br>増すごとに                               | 4,000円以下<br>790円以下                       |                                                                                                                                                                    |
|                               |                | 広間            |                    | 1人1回につき<br>3時間まで<br>大人<br>小学校児童<br>3時間を超え1時間を<br>増すごとに<br>大人<br>小学校児童 | 660円以下<br>530円以下<br><br>130円以下<br>100円以下 |                                                                                                                                                                    |
|                               | 会議利用           | 広間            | 21畳室               | 1日につき                                                                 | 11,480円以下                                | 1 「1日」とは、午前<br>9時から午後5時<br>までをいう。<br>2 利用時間が4時間<br>以内の場合の利用<br>料金の額は、上記<br>金額に2分の1を<br>乗じて得た額とする。                                                                  |
|                               |                |               | 28畳室               | 1日につき                                                                 | 15,210円以下                                |                                                                                                                                                                    |
|                               |                |               | 35畳室               | 1日につき                                                                 | 18,950円以下                                |                                                                                                                                                                    |
|                               |                |               | 54畳室               | 1日につき                                                                 | 29,340円以下                                |                                                                                                                                                                    |
|                               |                |               | 67.5畳室             | 1日につき                                                                 | 36,680円以下                                |                                                                                                                                                                    |
|                               |                | 研修ホール         | 104平方<br>メートル<br>室 | 1時間につき                                                                | 5,230円以下                                 |                                                                                                                                                                    |
|                               |                |               | 182平方<br>メートル<br>室 | 1時間につき                                                                | 9,160円以下                                 |                                                                                                                                                                    |
| 県営えびの<br>高原スポーツレクリエ<br>ーション施設 | インラインスケート<br>場 | 専用利用の場合       |                    | 1時間につき<br>高等学校及び中学校の<br>生徒並びに<br>小学校児童<br>の団体<br>その他の団体               | 5,310円以下<br><br>6,640円以下                 | 1 高等学校及び中<br>学校の生徒には義<br>務教育学校の後期<br>課程、中等教育学<br>校並びに特別支援<br>学校の高等部及び<br>中学部の生徒並び<br>に高等専門学校の<br>学生を含む。<br>2 小学校児童には<br>義務教育学校の前<br>期課程及び特別支<br>援学校の小学部の<br>児童を含む。 |
|                               |                | 専用利用でない<br>場合 |                    | 1人1日につき<br>大人<br>高等学校及び中学校の<br>生徒<br>小学校児童                            | 1,250円以下<br>1,000円以下<br><br>750円以下       |                                                                                                                                                                    |
|                               | アイススケート場       | 専用利用の場合       |                    | 1時間につき<br>高等学校及び中学校の<br>生徒並びに<br>小学校児童<br>の団体<br>その他の団体               | 10,620円以下<br><br>13,280円以下               |                                                                                                                                                                    |
|                               |                | 専用利用でない<br>場合 |                    | 1人1日につき<br>大人                                                         | 1,250円以下                                 |                                                                                                                                                                    |

|                  |            |               |                                             |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------|------------|---------------|---------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  |            |               | 高等学校及び中学校の生徒<br>小学校児童                       | 1,000円以下<br>750円以下                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 宮崎県屋外型トレーニングセンター | サッカー・ラグビー場 | 全面を利用する場合     | 4時間まで<br>4時間を超え8時間まで<br>8時間を超え1時間を増すごとに     | 5,130円以下<br>10,270円以下<br>1,280円以下    | <p>1 「全面を利用する場合」とは、サッカー・ラグビー場又は多目的グラウンドの面積の2分の1を超えて利用する場合をいい、「半面を利用する場合」とは、サッカー・ラグビー場又は多目的グラウンドの面積の2分の1以下を利用する場合をいう。</p> <p>2 8時間を超える利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間として計算する。</p> <p>3 知事が特に必要があると認める場合は、1時間を単位として利用料金を徴収することができる。この場合の利用料金の額は、1時間につき、それぞれ利用時間が8時間を超え1時間を増すごとに徴収する利用料金の額とし、利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p> |
|                  |            | 半面を利用する場合     | 4時間まで<br><br>4時間を超え8時間まで<br>8時間を超え1時間を増すごとに | 2,560円以下<br><br>5,130円以下<br>640円以下   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                  | 多目的グラウンド   | 全面を利用する場合     | 4時間まで<br><br>4時間を超え8時間まで<br>8時間を超え1時間を増すごとに | 4,830円以下<br><br>9,660円以下<br>1,200円以下 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                  |            |               | 4時間を超え8時間まで<br>8時間を超え1時間を増すごとに              | 4,830円以下<br>600円以下                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                  |            | トラックのみを利用する場合 | 1人1回につき<br><br>4時間まで<br>4時間を超えるとき           | <br><br>210円以下<br>430円以下             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                  | 室内練習場      |               | 1時間につき                                      | 1,430円以下                             | 利用時間が1時間未満のときは、その時間は1時間として計算し、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間として計算する。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                  | トレーニングルーム  | 専用利用の場合       | 2時間につき                                      | 6,470円以下                             | 1 利用時間が2時間未満のときは、その時間は2時間として計算し、利用時間に2時間未満の端数があるときは、その端数は2                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|          |             |                                    |               |           |                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                   |        |
|----------|-------------|------------------------------------|---------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|          |             |                                    |               |           |                                                                                                   | 時間として計算する。<br>2 専用利用の場合であって、利用時間が8時間を超えるときの利用料金の額は、1日につき28,050円以下とする。<br>3 専用利用の場合であって、トレーニング機器を利用しないときの利用料金の額は、1時間につき840円以下とし、利用時間が1時間未満のときは、その時間は1時間として計算し、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間として計算する。 |        |
|          |             |                                    | 専用利用でない場合     | 1人2時間につき  | 430円以下                                                                                            |                                                                                                                                                                                                   |        |
|          | 第1ミーティングルーム |                                    |               | 1時間につき    | 360円以下                                                                                            | 1 利用時間が1時間未満のときは、その時間は1時間として計算し、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間として計算する。<br>2 「全面を利用する場合」とは、サッカー・ラグビー場又は多目的グラウンドの面積の2分の1を超えて利用する場合をいい、「半面を利用する場合」とは、サッカー・ラグビー場又は多目的グラウンドの面積の2分の1以下を利用する場合をいう。         |        |
|          | 第2ミーティングルーム |                                    |               | 1時間につき    | 360円以下                                                                                            |                                                                                                                                                                                                   |        |
| 附属設備     | 照明設備        | サッカー・ラグビー場                         | 全面を利用する場合     | 1時間につき    | 770円以下                                                                                            |                                                                                                                                                                                                   |        |
|          |             |                                    | 半面を利用する場合     | 1時間につき    | 510円以下                                                                                            |                                                                                                                                                                                                   |        |
|          |             | 多目的グラウンド                           | 全面を利用する場合     | 1時間につき    | 770円以下                                                                                            |                                                                                                                                                                                                   |        |
|          |             |                                    | 半面を利用する場合     | 1時間につき    | 510円以下                                                                                            |                                                                                                                                                                                                   |        |
|          |             |                                    | トラックのみを利用する場合 | 1団体1時間につき | 770円以下                                                                                            |                                                                                                                                                                                                   |        |
|          |             | 室内練習場                              |               | 1時間につき    | 190円以下                                                                                            |                                                                                                                                                                                                   |        |
|          |             | 空調設備                               | トレーニングルーム     |           | 1時間につき                                                                                            |                                                                                                                                                                                                   | 880円以下 |
|          |             |                                    | 第1ミーティングルーム   |           | 1時間につき                                                                                            |                                                                                                                                                                                                   | 210円以下 |
|          |             |                                    | 第2ミーティングルーム   |           | 1時間につき                                                                                            | 210円以下                                                                                                                                                                                            |        |
| シャワー室    |             |                                    | 1人1回につき       | 210円以下    |                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                   |        |
| 宮崎県東京学生寮 | 寮室          |                                    |               | 1人1月につき   | 42,000円以下                                                                                         |                                                                                                                                                                                                   |        |
| 県立芸術劇場   | コンサートホール    | 入場料等を徴収しない場合又は1,000円以下の入場料等を徴収する場合 | 平日            |           | 1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価及びこれに類するものをいい、入場料等の額は、消費税額及び地方消費税額を除く額とする。 |                                                                                                                                                                                                   |        |

|  |  |  |  |     |            |                                                                                                       |
|--|--|--|--|-----|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  | 午前  | 39,600円以下  | 2 入場料等の額に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料等の額とみなす。                                                             |
|  |  |  |  | 午後  | 66,000円以下  | 3 「休日等」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とは休日等以外の日をいう。                               |
|  |  |  |  | 夜間  | 95,000円以下  | 4 「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後6時から午後10時まで、「全日」とは午前9時から午後10時までをいう。                     |
|  |  |  |  | 全日  | 180,500円以下 | 5 コンサートホール、演劇ホール及びイベントホールをリハーサル、練習又は準備のため利用する場合の利用料金の額は、入場料等を徴収しない場合又は1,000円以下の入場料等を徴収する場合の利用料金の額とする。 |
|  |  |  |  | 休日等 |            | 6 次に掲げる時間において利用する場合の利用料金の額は、それぞれ次に掲げる額とする。                                                            |
|  |  |  |  | 午前  | 47,500円以下  | (1) 午前8時から午前9時まで又は正午から午後1時まで 午前の利用料金の額に100分の30を乗じて得た額                                                 |
|  |  |  |  | 午後  | 79,200円以下  | (2) 午後5時から午後6時まで 午後の利用料金の額に100分の30を乗じて得た額                                                             |
|  |  |  |  | 夜間  | 114,000円以下 | (3) 午後10時から翌日の午前8時まで 1時間(利用時間が1時間未満のときは、その時間は1時間として計算し、利用時間に1時                                        |

|       |                                    |                                                           |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                 |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |                                    | 全日                                                        | 216,600円以下                                                                                                  | <p>間未満の端数があるときは、その端数は1時間として計算する。)につき夜間の利用料金の額に100分の30を乗じて得た額</p> <p>7 午前から引き続き午後において利用する場合の利用料金の額は、午前の利用料金の額と午後の利用料金の額とを合算した額とし、午後から引き続き夜間において利用する場合の利用料金の額は、午後の利用料金の額と夜間の利用料金の額とを合算した額とする。</p> |
|       | 1,000円を超え2,000円以下の入場料等を徴収する場合      | 平日<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日<br>休日等<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 59,400円以下<br>99,000円以下<br>142,600円以下<br>270,900円以下<br>71,300円以下<br>118,800円以下<br>171,100円以下<br>325,100円以下   |                                                                                                                                                                                                 |
|       | 2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収する場合      | 平日<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日<br>休日等<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 89,100円以下<br>148,500円以下<br>213,800円以下<br>406,300円以下<br>106,900円以下<br>178,200円以下<br>256,600円以下<br>487,600円以下 |                                                                                                                                                                                                 |
|       | 3,000円を超える入場料等を徴収する場合              | 平日<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日<br>休日等<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 99,000円以下<br>165,000円以下<br>237,600円以下<br>451,400円以下<br>118,800円以下<br>198,000円以下<br>285,100円以下<br>541,700円以下 |                                                                                                                                                                                                 |
| 演劇ホール | 入場料等を徴収しない場合又は1,000円以下の入場料等を徴収する場合 | 平日<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日<br>休日等<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 32,800円以下<br>54,600円以下<br>78,600円以下<br>149,400円以下<br>39,400円以下<br>65,500円以下<br>94,300円以下<br>179,300円以下      |                                                                                                                                                                                                 |
|       | 1,000円を超え2,000円以下の入場料等を徴収する場合      | 平日<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日<br>休日等<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 49,100円以下<br>81,900円以下<br>117,900円以下<br>224,000円以下<br>58,900円以下<br>98,300円以下<br>141,500円以下<br>268,800円以下    |                                                                                                                                                                                                 |
|       | 2,000円を超え3,000円以下の                 | 平日<br>午前<br>午後                                            | 73,700円以下<br>122,900円以下                                                                                     |                                                                                                                                                                                                 |

|         |                                    |                                                           |                                                                                                                |
|---------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | 入場料等を徴収する場合                        | 夜間<br>全日<br>休日等<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日                   | 177,000円以下<br>336,200円以下<br><br>88,400円以下<br>147,500円以下<br>212,400円以下<br>403,400円以下                            |
|         | 3,000円を超える入場料等を徴収する場合              | 平日<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日<br>休日等<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 81,900円以下<br>136,500円以下<br>196,600円以下<br>373,500円以下<br><br>98,300円以下<br>163,800円以下<br>235,900円以下<br>448,200円以下 |
| イベントホール | 入場料等を徴収しない場合又は1,000円以下の入場料等を徴収する場合 | 平日<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日<br>休日等<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 7,500円以下<br>12,500円以下<br>18,000円以下<br>34,200円以下<br><br>9,000円以下<br>15,000円以下<br>21,600円以下<br>41,000円以下         |
|         | 1,000円を超え2,000円以下の入場料等を徴収する場合      | 平日<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日<br>休日等<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 11,300円以下<br>18,800円以下<br>27,100円以下<br>51,500円以下<br><br>13,600円以下<br>22,600円以下<br>32,500円以下<br>61,800円以下       |
|         | 2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収する場合      | 平日<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日<br>休日等<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 16,900円以下<br>28,100円以下<br>40,500円以下<br>77,000円以下<br><br>20,300円以下<br>33,700円以下<br>48,600円以下<br>92,400円以下       |
|         | 3,000円を超える入場料等を徴収する場合              | 平日<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日<br>休日等<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 18,800円以下<br>31,300円以下<br>45,100円以下<br>85,700円以下<br><br>22,600円以下<br>37,600円以下<br>54,100円以下<br>102,800円以下      |
| 大練習室    | 入場料等を徴収しない場合又は1,000円以下の入場料等を徴収する場合 | 1室につき<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日                             | 4,290円以下<br>4,290円以下<br>4,290円以下<br>12,880円以下                                                                  |

|      |                                                    |                               |                                                  |
|------|----------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------|
|      | 1,000円を超え<br>2,000円以下の<br>入場料等を徴収<br>する場合          | 1室につき<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 6,430円以下<br>6,430円以下<br>6,430円以下<br>19,320円以下    |
|      | 2,000円を超え<br>3,000円以下の<br>入場料等を徴収<br>する場合          | 1室につき<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 9,650円以下<br>9,650円以下<br>9,650円以下<br>28,980円以下    |
|      | 3,000円を超える<br>入場料等を徴収<br>する場合                      | 1室につき<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 10,720円以下<br>10,720円以下<br>10,720円以下<br>32,200円以下 |
| 中練習室 | 入場料等を徴収<br>しない場合又は<br>1,000円以下の<br>入場料等を徴収<br>する場合 | 1室につき<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 2,720円以下<br>2,720円以下<br>2,720円以下<br>8,170円以下     |
|      | 1,000円を超え<br>2,000円以下の<br>入場料等を徴収<br>する場合          | 1室につき<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 4,080円以下<br>4,080円以下<br>4,080円以下<br>12,250円以下    |
|      | 2,000円を超え<br>3,000円以下の<br>入場料等を徴収<br>する場合          | 1室につき<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 6,120円以下<br>6,120円以下<br>6,120円以下<br>18,380円以下    |
|      | 3,000円を超える<br>入場料等を徴収<br>する場合                      | 1室につき<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 6,800円以下<br>6,800円以下<br>6,800円以下<br>20,420円以下    |
| 小練習室 | 入場料等を徴収<br>しない場合又は<br>1,000円以下の<br>入場料等を徴収<br>する場合 | 1室につき<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 1,040円以下<br>1,040円以下<br>1,040円以下<br>3,140円以下     |
|      | 1,000円を超え<br>2,000円以下の<br>入場料等を徴収<br>する場合          | 1室につき<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 1,560円以下<br>1,560円以下<br>1,560円以下<br>4,710円以下     |
|      | 2,000円を超え<br>3,000円以下の<br>入場料等を徴収<br>する場合          | 1室につき<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 2,340円以下<br>2,340円以下<br>2,340円以下<br>7,060円以下     |
|      | 3,000円を超える<br>入場料等を徴収<br>する場合                      | 1室につき<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 2,600円以下<br>2,600円以下<br>2,600円以下<br>7,850円以下     |
| 和室   | 入場料等を徴収<br>しない場合又は<br>1,000円以下の<br>入場料等を徴収<br>する場合 | 午前<br>午後<br>夜間<br>全日          | 3,240円以下<br>3,240円以下<br>3,240円以下<br>9,740円以下     |

|  |                        |                                                    |                               |                                               |
|--|------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------|
|  |                        | 1,000円を超え<br>2,000円以下の<br>入場料等を徴収<br>する場合          | 午前<br>午後<br>夜間<br>全日          | 4,860円以下<br>4,860円以下<br>4,860円以下<br>14,610円以下 |
|  |                        | 2,000円を超え<br>3,000円以下の<br>入場料等を徴収<br>する場合          | 午前<br>午後<br>夜間<br>全日          | 7,290円以下<br>7,290円以下<br>7,290円以下<br>21,910円以下 |
|  |                        | 3,000円を超える<br>入場料等を徴収<br>する場合                      | 午前<br>午後<br>夜間<br>全日          | 8,100円以下<br>8,100円以下<br>8,100円以下<br>24,350円以下 |
|  | ミーティングルーム              | 入場料等を徴収<br>しない場合又は<br>1,000円以下の<br>入場料等を徴収<br>する場合 | 午前<br>午後<br>夜間<br>全日          | 2,200円以下<br>2,200円以下<br>2,200円以下<br>6,600円以下  |
|  |                        | 1,000円を超え<br>2,000円以下の<br>入場料等を徴収<br>する場合          | 午前<br>午後<br>夜間<br>全日          | 3,300円以下<br>3,300円以下<br>3,300円以下<br>9,900円以下  |
|  |                        | 2,000円を超え<br>3,000円以下の<br>入場料等を徴収<br>する場合          | 午前<br>午後<br>夜間<br>全日          | 4,950円以下<br>4,950円以下<br>4,950円以下<br>14,850円以下 |
|  |                        | 3,000円を超える<br>入場料等を徴収<br>する場合                      | 午前<br>午後<br>夜間<br>全日          | 5,500円以下<br>5,500円以下<br>5,500円以下<br>16,500円以下 |
|  | 楽屋                     |                                                    | 1室につき<br>午前<br>午後<br>夜間<br>全日 | 2,200円以下<br>2,200円以下<br>2,200円以下<br>6,600円以下  |
|  | 附属設備、備品及び持込電気器具用<br>電気 |                                                    | 規則で定める<br>単位                  | 規則で定める額以<br>下                                 |

|                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ○宮崎県情報公開条例                                                                                                                                                                                                                                          | 平成11年12月24日条例第36号 |
| 改正                                                                                                                                                                                                                                                  |                   |
| 平成12年3月29日条例第9号                                                                                                                                                                                                                                     |                   |
| 平成13年3月29日条例第1号                                                                                                                                                                                                                                     |                   |
| 平成14年3月27日条例第27号                                                                                                                                                                                                                                    |                   |
| 平成16年3月26日条例第1号                                                                                                                                                                                                                                     |                   |
| 平成16年3月26日条例第32号                                                                                                                                                                                                                                    |                   |
| 平成16年12月27日条例第51号                                                                                                                                                                                                                                   |                   |
| 平成17年3月29日条例第1号                                                                                                                                                                                                                                     |                   |
| 平成18年3月29日条例第2号                                                                                                                                                                                                                                     |                   |
| 平成19年7月4日条例第35号                                                                                                                                                                                                                                     |                   |
| 平成23年7月6日条例第23号                                                                                                                                                                                                                                     |                   |
| 平成27年3月20日条例第1号                                                                                                                                                                                                                                     |                   |
| 平成28年3月23日条例第16号                                                                                                                                                                                                                                    |                   |
| 平成29年3月29日条例第9号                                                                                                                                                                                                                                     |                   |
| 平成29年12月14日条例第36号                                                                                                                                                                                                                                   |                   |
| 令和2年12月16日条例第41号                                                                                                                                                                                                                                    |                   |
| 令和4年12月14日条例第37号                                                                                                                                                                                                                                    |                   |
| 令和7年3月27日条例第7号                                                                                                                                                                                                                                      |                   |
| 宮崎県情報公開条例をここに公布する。                                                                                                                                                                                                                                  |                   |
| 宮崎県情報公開条例                                                                                                                                                                                                                                           |                   |
| 宮崎県情報公開条例(平成元年宮崎県条例第3号)の全部を改正する。                                                                                                                                                                                                                    |                   |
| 目次                                                                                                                                                                                                                                                  |                   |
| 第1章 総則(第1条―第4条)                                                                                                                                                                                                                                     |                   |
| 第2章 公文書の開示(第5条―第16条)                                                                                                                                                                                                                                |                   |
| 第3章 審査請求等                                                                                                                                                                                                                                           |                   |
| 第1節 諮問等(第16条の2―第18条)                                                                                                                                                                                                                                |                   |
| 第2節 宮崎県公文書開示審査会(第19条―第22条)                                                                                                                                                                                                                          |                   |
| 第4章 情報公開の総合的な推進(第23条―第24条の3)                                                                                                                                                                                                                        |                   |
| 第5章 雑則(第25条―第28条)                                                                                                                                                                                                                                   |                   |
| 附則                                                                                                                                                                                                                                                  |                   |
| 第1章 総則                                                                                                                                                                                                                                              |                   |
| (目的)                                                                                                                                                                                                                                                |                   |
| 第1条 この条例は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加の開かれた県政の一層の推進に資することを目的とする。                                                                |                   |
| (定義)                                                                                                                                                                                                                                                |                   |
| 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者、県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)並びに宮崎県道路公社(以下「公社」という。)をいう。                                        |                   |
| 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人及び公社にあつては、役員を含む。以下この項において同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 |                   |
| (1) 官報、公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの                                                                                                                                                                                                    |                   |
| (2) 県立図書館その他一般に利用できる施設で閲覧等に供されているもの                                                                                                                                                                                                                 |                   |
| (3) 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの                                                                                                                                                                                                         |                   |
| (解釈及び運用)                                                                                                                                                                                                                                            |                   |
| 第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。                                                                                                                                    |                   |
| (適正な請求及び使用)                                                                                                                                                                                                                                         |                   |

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

## 第2章 公文書の開示

### (開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

### (開示請求の手続)

第6条 前条の規定による公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては、代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

### (公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、明らかに公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報(エにおいて「公務員等職務遂行情報」という。)であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合にあっては、当該警察職員の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分(公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。)

エ 当該個人が県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は公社が行う交際の事務又は会議、協議、交渉その他の事務事業に係る相手方である場合において、当該情報が県、県が設立した地方独立行政法人又は公社の支出に係る情報であるときは、当該情報(公務員等職務遂行情報を除く。)のうち、当該個人の職及び氏名並びに当該支出の内容に係る部分(公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものを除く。)

(2)の2 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報(次号において「法人等情報」という。)であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 法人等又は個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該法人等又は当該個人が県との契約の相手方である場合において、当該情報が県の支出に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該法人等又は当該個人の名称又は氏名、事務所等の所在地又は住所及び当該支出の内容並びに法人等にあっては、その代表者の氏名に係る部分

(4) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された法人等情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、前号ア又はイに掲げる情報を除く。

(5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの、不当に県民の間に混乱を生じさせると認められるもの又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるものに該当するもの

- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害すると認められるもの
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められるもの
- オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害すると認められるもの
- カ その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第8条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求があった日に当該開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定をし、かつ、同日に当該公文書の開示を実施するときは、口頭により通知することができる。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第11条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第12条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第10条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

4 第1項の規定は、開示請求に係る公文書が宮崎県議会事務局の職員により作成されたものであるときその他宮崎県議会議長(以下この項において「議長」という。)において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときについて準用する。この場合において、議長に対し事案が移送されたときは、開示請求のあった日に、議長に対し、宮崎県議会情報公開条例(平成14年宮崎県条例第27号)第5条の規定による公文書の開示の請求があったものとみなす。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者(以下この条、第17条第3項第3号及び第18条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ア若しくはイに掲げる情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の2の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第17条第1項第2号及び第3項第3号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
- (開示の実施)
- 第14条 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- (法令等による開示の実施との調整)
- 第15条 実施機関は、法令等又は規則その他の規程の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等又は規則その他の規程の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 法令等又は規則その他の規程の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- (公文書の検索資料の作成)
- 第16条 実施機関は、公文書の開示の用に供するため、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。
- 第3章 審査請求等
- 第1節 諮問等
- (県が設立した地方独立行政法人又は公社に対する審査請求)
- 第16条の2 県が設立した地方独立行政法人又は公社がした開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人又は公社に対し、審査請求をすることができる。
- (審理員による審理手続に関する規定の適用除外)
- 第16条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第9条第1項本文の規定は、適用しない。
- (審査会への諮問等)
- 第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎県公文書開示審査会に諮問しなければならない。
- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 2 前項の規定による諮問は、次に掲げる書類等を添えてしなければならない。
- (1) 行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第29条第2項に規定する弁明書の写し
- (2) 行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第1項の規定により反論書が提出された場合にあつては、当該反論書の写し
- (3) 行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第2項の規定により意見書が提出された場合にあつては、当該意見書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審査請求に係る事件に関する書類等
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人(行審法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- 4 諮問庁は、宮崎県公文書開示審査会から諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行わなければならない。
- (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)
- 第18条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)
- 第2節 宮崎県公文書開示審査会
- (設置等)
- 第19条 第17条第1項の規定による諮問に応じて審議を行わせるため、宮崎県公文書開示審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、前項の審議を行うほか、情報公開の運営に関する重要事項について、実施機関の求めに応じて意見を述べることができる。
- (組織等)
- 第20条 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第21条 審査会は、第19条第1項の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、第19条第1項の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、第19条第1項の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人、諮問庁その他の関係者に対して、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は意見書若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第21条の2 審査会は、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第21条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第21条の4 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第21条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第21条の2第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第21条の5 審査会は、第21条第3項若しくは第4項又は第21条の3の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した者以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、その閲覧に応ずるものとする。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧に応じようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第21条の6 審査会の行う第19条第1項の審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第21条の7 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(知事への委任)

第22条 この節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第23条 県は、第2章に定める公文書の開示のほか、県民が必要とする情報を的確に把握し、収集するとともに、県民が県政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策の充実)

第24条 県は、効果的な情報提供を実施するため、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供の施策の充実に努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第24条の2 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人(県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。)であって実施機関(県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。次項において同じ。)が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、当該出資法人の保有する情報の公開が推進されるよう、必要な指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第24条の3 県の公の施設を管理する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関して保有する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、当該公の施設の管理に関して保有する情報の公開が推進されるよう、必要な指導に努めるものとする。

#### 第5章 雑則

(費用負担)

第25条 開示請求をして、公文書の写しの交付(第14条本文の実施機関が定める方法を含む。)を受けようとするものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示等の状況の公表)

第26条 知事は、毎年1回、各実施機関の公文書の開示等の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(適用除外)

第26条の2 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例は適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第28条 第20条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宮崎県情報公開条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の宮崎県情報公開条例(以下「改正後の条例」という。)の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第12条第1項に規定する審査会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に改正後の条例第19条第1項に規定する審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第20条第3項の規定にかかわらず、施行日における改正前の条例第12条第5項の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成12年3月29日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月29日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第7条の改正規定並びに次項の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎県情報公開条例の規定は、公安委員会及び警察本部長が保有している公文書については、平成14年4月1日以後に当該公安委員会及び警察本部長の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。

附 則(平成14年3月27日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(宮崎県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際、第1条の規定による改正前の宮崎県情報公開条例(以下「改正前の情報公開条例」という。)第5条第1項の規定により現にされている開示の請求のうち、改正前の情報公開条例第10条第1項又は第2項の決定のされていないものについては、第1条の規定による改正後の宮崎県情報公開条例(以下「改正後の情報公開条例」という。)第5条の規定による開示の請求とみなして、改正後の情報公開条例の規定を適用する。

3 この条例の施行の際、改正前の情報公開条例第5条第2項の規定により現にされている開示の申出のうち、実施機関がその申出に応じていないものについては、改正後の情報公開条例第5条の規定による開示の請求とみなして、改正後の情報公開条例の規定を適用する。

(宮崎県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際、第2条の規定による改正前の宮崎県個人情報保護条例(以下「改正前の個人情報保護条例」という。)第15条第1項又は第2項の規定により現にされている開示の請求のうち、改正前の個人情報保護条例第20条第1項又は第2項の決定のされていないものについては、第2条の規定による改正後の宮崎県個人情報保護条例の規定を適用する。

附 則(平成16年3月26日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月27日条例第51号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の宮崎県情報公開条例(以下「改正前の条例」という。)第5条の規定により知事に対してなされた開示の請求のうち施行日以後この条例による改正後の宮崎県情報公開条例(以下「改正後の条例」という。)第2条に規定する病院事業管理者(以下「病院事業管理者」という。)が改正後の条例第10条第1項又は第2項の規定により決定することとなる開示の請求に係るものについては、改正後の条例第5条の規定により病院事業管理者に対してなされた開示の請求とみなす。

3 この条例の施行の際、改正前の条例第5条の規定により現にされている開示の請求のうち、改正前の条例第10条第1項又は第2項の決定のされていないものについては、改正後の条例第5条の規定による開示の請求とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

附 則(平成19年7月4日条例第35号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成23年7月6日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第16号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の宮崎県情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為であって、施行日以後にこの条例による改正後の宮崎県情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項に規定する県が設立した地方独立行政法人（以下「当該法人」という。）が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の条例の規定により当該法人がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為であって、施行日以後に当該法人が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の条例の規定により当該法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則（平成29年12月14日条例第36号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月16日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月14日条例第37号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月27日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
-

○宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月14日条例第38号

改正

令和4年12月14日条例第48号

令和6年3月22日条例第11号

令和7年3月27日条例第7号

宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 実施機関における個人情報の保護（第4条―第11条）

第3章 宮崎県個人情報保護審議会（第12条―第21条）

第4章 雑則（第22条―第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（定義）

第3条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

第2章 実施機関における個人情報の保護

（登録簿）

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- （1）個人情報取扱事務の名称
- （2）個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- （3）個人情報取扱事務の目的
- （4）個人情報の対象者の範囲
- （5）個人情報の記録項目
- （6）個人情報の収集方法
- （7）個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- （8）個人情報を当該実施機関以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先
- （9）前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、前項各号に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、登録簿に登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

4 前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報取扱事務については、適用しない。

- （1）国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事務
- （2）犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持に関する事務
- （3）職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を含む。以下この項において同じ。）又は職員であった者に係る事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するものを用いて行うもの（職員の採用試験に関するものを含む。）
- （4）専ら試験的な電子計算機処理の用に供するものを用いて行う事務
- （5）1年以内に消去することとなる情報のみを用いて行う事務
- （6）資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務
- （7）職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する情報に関する事務であって、当該情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- （8）本人の数が1,000人以上となる事務

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、第1項第5号から第8号までのいずれかに掲げる事項を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録簿に登録せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。

（開示請求書の記載事項）

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

（開示決定等の期限）

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第7条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（保有個人情報の開示義務）

第8条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第7条第2号ウに掲げる情報（同号に規定する公社の役員及び職員に係るものを除く。）とする。

（開示請求に係る手数料及び費用負担）

第9条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の写しの交付（同項の行政機関等が定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第10条 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第11条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

（1）行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

（2）行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

（2）法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

### 第3章 宮崎県個人情報保護審議会

（設置等）

第12条 次に掲げる事務を行わせるため、宮崎県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（1）行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定による機関として、法第105条第3項において準用する同条第1項及び宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年宮崎県条例第48号。以下「県議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ、審議を行うこと。

（2）法第129条及び県議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について、実施機関及び宮崎県議会議長（以下「議長」という。）に意見を述べること。

（3）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議すること。

（4）特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、実施機関に意見を述べること。

（5）前各号に掲げるもののほか、個人情報保護に係る事項について、実施機関の求めに応じて意見を述べること。

（組織等）

第13条 審議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審議会の調査権限）

第14条 審議会は、第12条第1号の審議を行うため必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項及び県議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審議会に諮問をした実施機関及び議長（以下「諮問庁」という。）に対し、審査請求のあった開示決定

- 等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。
- 3 審議会は、第12条第1号の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、第12条第1号の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人、諮問庁その他の関係者に対して、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は意見書若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- (意見の陳述)
- 第15条 審議会は、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- (意見書等の提出)
- 第16条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- (委員による調査手続)
- 第17条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第14条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第15条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。
- (提出資料の写しの送付等)
- 第18条 審議会は、第14条第3項若しくは第4項又は第16条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した者以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、その閲覧に応ずるものとする。
- 3 審議会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧に応じようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審議会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- (審議手続の非公開)
- 第19条 第12条第1号の規定による審議の手続は、公開しない。
- (答申書の送付等)
- 第20条 審議会は、第12条第1号に規定する諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。
- (知事への委任)
- 第21条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 第4章 雑則
- (運用状況の公表)
- 第22条 知事は、毎年1回、各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。
- (委任)
- 第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。
- (罰則)
- 第24条 第13条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 附 則
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 第2条 次に掲げる者に係るこの条例による改正前の宮崎県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第13条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (3) この条例の施行前において指定管理者の管理する公の施設の管理事務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第15条、第29条又は第37条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4項に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号及び第3号に掲げる者

- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報把这个条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 第3条 この条例の施行の際現に旧条例第46条の規定により県に置かれた同条に規定する宮崎県個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、施行日に、第13条第2項の規定による委嘱を受けたものとみなす。
- 2 知事は、施行日前においても、第13条第2項の規定の例により、審議会の委員を委嘱することができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第47条第5項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧条例第43条第1項の規定により旧審議会にされた諮問は、審議会にされたものとみなし、旧条例に規定する審議については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 第3項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

（宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第4条 宮崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年宮崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和4年12月14日条例第48号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日条例第11号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（令和6年5月規則第32号により、本文に係る部分は、令和6年5月27日から施行、令和6年5月規則第33号により、ただし書に係る部分は、令和6年5月27日から施行）

附 則（令和7年3月27日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
-

宮崎県東京学生寮管理規則をここに公布する。

宮崎県東京学生寮管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号。以下「条例」という。）第7条及び第13条の規定に基づき、宮崎県東京学生寮（以下「学生寮」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(入寮資格)

第2条 学生寮に入寮できる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 東京都の区域及びその周辺の地域に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学若しくは専修学校又は同法第104条第7項第2号に規定する教育施設のうち学生の身分が公務員でないものの第1学年（専修学校にあっては、修業年限2年以上の専門課程の第1学年に限る。以下同じ。）に入学することが決定している者又は第1学年に在学する者で、その者の生計を主として維持する者（以下「保護者」という。）が宮崎県内に居住するもの
- (2) 住居に困窮している者
- (3) 経済上の理由により入寮を必要とする者
- (4) 寮費を支払う能力のある者
- (5) 健康で、かつ、共同生活を営むことのできる者

(入寮の手続)

第3条 学生寮に入寮を希望する者は、入寮申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に知事が定める期間内に、知事に提出しなければならない。

- (1) 医師が発行する健康診断書
- (2) 学生寮に入寮を希望する者の属する世帯に属する者のうち所得を有するものの所得証明書
- (3) その他知事が必要と認める書類

第4条 知事は、前条の規定により入寮申込書を受理したときは、抽選により入寮者を決定するものとする。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、選考により入寮者を決定することができる。

2 知事は、前項の規定により入寮者を決定した場合は、その旨をその者に通知するものとする。

第5条 前条の規定により入寮決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から10日以内に、保証人2名が連署した誓約書（別記様式第2号）を、知事に提出しなければならない。

2 入寮決定の通知を受けた者は、やむを得ない理由により前項に定める期限までに誓約書を提出できないときは、あらかじめ、知事の承認を受けて、その期限をさらに10日間延期することができる。

(保証人)

第6条 前条第1項の保証人のうち、1人は保護者、他の1人は所得を有する者であって保護者と生計を別にするものでなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、入寮者に対しいつでもその保証人の変更を求めることができる。

3 入寮者は、その保証人の氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(入寮期間)

第7条 入寮期間は、入寮する年度の4月1日から起算して2年を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項の規定により入寮期間を定めた場合は、入寮者に当該入寮期間を通知するものとする。

(施設設備の保全)

第8条 入寮者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設設備の使用に当たっては、十分な注意を払い、正常な状態において維持し使用すること。
- (2) 施設設備をき損し、又は紛失したときは、原状に復し、又は弁償すること。
- (3) 居室を目的以外に使用し、又は他人に使用させないこと。

## 第9条 削除

### 削除

(規律の制定と周知)

第10条 知事は、この規則に定めるもののほか、入寮者が守るべき規律を定めるものとする。

2 知事は、前項の規定により定めた規律を、入寮者の見やすい場所に掲示する等、その周知を図らなければならない。

(規則等の遵守及び衛生)

第11条 入寮者は、この規則、宮崎県東京ビル管理規則（昭和47年宮崎県規則第19号）及び前条第1項の規定により知事が定めた規律を遵守し、共同生活の秩序を重んじるとともに保健衛生に留意しなければならない。

(立入検査)

第12条 知事は、災害予防又は管理上必要があると認めるときは、入寮者立会いの上（入寮者が不在のときは適当な立会人とともに）、知事が指定した職員に居室の検査をさせることができる。ただし、非常の場合は、無断で入室し、検査をさせることができる。

2 知事は、前項ただし書の規定により入寮者に無断で入室したときは、事後、その旨を本人に通知しなければならない。

(退寮)

第13条 入寮者が自己の都合により退寮しようとするときは、退寮する日の10日前までに退寮届（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、入寮者が次の各号のいずれかに該当するときは、退寮を命じ、又はその入寮の許可を取り消すことがある。

(1) 入寮申込書に虚偽の記載があることを発見したとき。

(2) 指定する期日までに入寮しないとき。

(3) 寮費を完納しないとき。

(4) 入寮者が、この規則、宮崎県東京ビル管理規則又は第10条第1項の規定により知事が定めた規律に故意に違反したとき。

(5) 共同生活の秩序を乱したとき。

(6) 保健衛生その他の理由により在寮することが不適當であると認められるとき。

(7) 第2条第1号に規定する大学、短期大学、専修学校又は教育施設の学籍を離れたとき。

3 入寮者は、前2項の規定により退寮するときは、居室その他の施設設備につき知事が指定する者の検査を受けなければならない。

(指定管理者の管理の場合の読替)

第14条 条例第10条の規定により学生寮の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第3条から第7条まで、第10条、第12条及び前条の規定の適用については、第3条から第7条までの規定、第10条第2項、第12条及び前条（同条第2項第4号を除く。）中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金の支払)

第15条 指定管理者による管理の場合は、入寮者は、当該指定管理者に利用料金（条例第10条の5第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第16条 条例第10条の2第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第4号）によるものとする。

2 条例第10条の2第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類

(2) 法人にあっては、法人の登記事項証明書

(3) 知事が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類

(4) 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類

(5) その他知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第17条 条例第10条の2第3項第4号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 入退寮手続及び寮監業務を適切に行える能力を有すると認められること。
- (2) 災害時及び緊急時に迅速かつ適切に対応できる体制が整備されていること。
- (3) その他知事が必要と認める基準  
(指定管理者が行う業務)

第18条 条例第10条の3第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 学生寮の入退寮手続に関する業務
- (2) 学生寮における寮監業務
- (3) その他知事が必要と認める業務  
(指定管理者の管理の基準)

第19条 条例第10条の4の規則で定める管理の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な学生寮の運営を行うこと。
- (2) 入寮者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 学生寮の整備及び物品等の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。  
(利用料金の承認)

第20条 指定管理者は、条例第10条の5第3項に規定する知事の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（別記様式第5号）に歳入歳出見込書その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(協定書の締結)

第21条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第10条の3各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項
- (2) 第19条各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学生寮の管理の適正を期するために必要な事項  
(事業報告書等の提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 学生寮の指定管理業務に関する事業報告書
- (2) 決算に関する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類  
(原状回復)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）244条の2第11項の規定により知事が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、学生寮を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事が原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第24条 指定管理者若しくは指定管理者であつたもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理運営上の秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、学生寮の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和47年4月10日から施行する。

附 則（昭和51年3月9日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年2月2日から適用する。

附 則（平成元年2月17日規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成元年度の入寮者のうち、別に定める者に係る入寮期間については、この規則による改正後の

宮崎県東京学生寮管理規則第7条の規定にかかわらず、1年間とする。

附 則（平成8年9月17日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年2月27日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年6月1日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年11月10日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月12日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月29日規則第26号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月3日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月7日規則第54号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に宮崎県東京学生寮に入寮している者の入寮期間に関しては、この規則による改正後の第7条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県東京学生寮管理規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則（令和7年7月7日規則第46号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宮崎県東京学生寮管理規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1号の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和10年3月31日までの間における改正後の規則第2条第1号の規定の適用については、同号中「第1学年に在学する者」とあるのは「第1学年に令和5年4月1日以後に入学した者であって、かつ、在学する者」とする。

別記  
様式第 1 号（第 3 条関係）

（表）

|      |   |
|------|---|
| 整理番号 | ※ |
|------|---|

|                                                                               |                                                                                           |                    |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 入 寮 申 込 書                                                                     |                                                                                           |                    |
| 宮崎県知事 殿<br>(指定管理者 殿 )                                                         |                                                                                           | 年 月 日              |
| 宮崎県東京学生寮に入寮したいので、関係書類を添えて申し込みます。                                              |                                                                                           |                    |
| <div>(写真)<br/>縦 3 センチメートル<br/>横 2.4 センチメートルで、申請前 6 カ月以内に撮影したものに<br/>限る。</div> | 現住所<br>フリガナ<br>氏 名<br>(生年月日 年 月 日生)<br>(性別： 男 ・ 女 )<br>保証人（予定者）<br>氏 名<br>保証人（予定者）<br>氏 名 |                    |
| 学 校 名                                                                         | 学部、学科等名                                                                                   | いずれかに○印            |
|                                                                               |                                                                                           | 在学・受験（ 月 日発表・発表予定） |
|                                                                               |                                                                                           | 在学・受験（ 月 日発表・発表予定） |
|                                                                               |                                                                                           | 在学・受験（ 月 日発表・発表予定） |
|                                                                               |                                                                                           | 在学・受験（ 月 日発表・発表予定） |
| <u>入寮を希望する理由</u><br>-----<br>-----<br>-----<br>-----<br>-----<br>-----        |                                                                                           |                    |

(裏)

|                                                                                |        |       |                    |     |         |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------|-------|--------------------|-----|---------|
| の学歴及び職歴<br>教育学校卒業後<br>中学校又は義務                                                  | 年      | 月     |                    |     |         |
|                                                                                | 年      | 月     |                    |     |         |
|                                                                                | 年      | 月     |                    |     |         |
|                                                                                | 年      | 月     |                    |     |         |
|                                                                                | 年      | 月     |                    |     |         |
| 特技、趣味等                                                                         |        |       |                    |     |         |
| 家族<br>の<br>状<br>況                                                              | 氏      | 名     | 続 柄                | 年 齢 | 同居、別居の別 |
|                                                                                |        |       |                    |     | 同居・別居   |
|                                                                                |        |       |                    |     | 同居・別居   |
|                                                                                |        |       |                    |     | 同居・別居   |
|                                                                                |        |       |                    |     | 同居・別居   |
|                                                                                |        |       |                    |     | 同居・別居   |
|                                                                                |        |       |                    |     | 同居・別居   |
| 保<br>(<br>予<br>証<br>者<br>)<br>人                                                | 氏      | 名     | 続柄                 |     |         |
|                                                                                | 現 住 所  | 連 絡 先 | 電話番号 (     )     — |     |         |
|                                                                                | (勤務先等) |       | 電話番号 (     )     — |     |         |
| 保<br>(<br>予<br>証<br>者<br>)<br>人                                                | 氏      | 名     | 続柄                 |     |         |
|                                                                                | 現 住 所  | 連 絡 先 | 電話番号 (     )     — |     |         |
|                                                                                | (勤務先等) |       | 電話番号 (     )     — |     |         |
| (注) 1 保証人のうち、1 人は保護者、他の 1 人は所得を有する者であって保護者と生計を別にするものとする事。<br>2 ※のある欄は、記入しないこと。 |        |       |                    |     |         |

様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

宮崎県知事 殿  
(指定管理者 様)

わたくしは、宮崎県東京学生寮の入寮を許可されましたので、所定の規則を厳守することを誓約します。

もし、これらのことに違反したときは、どのような処分を受けても異議を申しません。

氏 名

生年月日

現 住 所

わたくしは、上記の者の宮崎県東京学生寮入寮中の寮費の支払いについて連帯して債務を負担するとともに、一切のことについて責任を負うことを誓約します。

保証人

氏 名

現 住 所

保証人

氏 名

現 住 所

様式第3号（第13条関係）

退 寮 届

年 月 日

宮崎県知事 殿  
(指定管理者 様)

室名番号  
氏 名

このたび下記のとおり退寮しますので、届け出ます。

|                            |          |
|----------------------------|----------|
| 退寮予定日                      | 年 月 日    |
| 転 出 先                      | 住所<br>電話 |
| 退寮の理由（退寮しようと思った動機を記入すること。） |          |
| その他（学生寮の感想等を自由に記入してください。）  |          |

様式第4号（第16条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所 在 地  
申請者 団 体 名  
代表者氏名

宮崎県東京学生療の指定管理者の指定を受けたいので、公の施設に関する条例第10条の2第1項の規定により、申請します。

様式第5号（第20条関係）

利 用 料 金 承 認 申 請 書

年      月      日

宮崎県知事      殿

所 在 地  
申請者 団 体 名  
代表者氏名

利用料金の金額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので、公の施設に関する条例第10条の5第3項の規定により、申請します。

| 施 設 名 | 区分 | 単      位 | 金      額 |
|-------|----|----------|----------|
|       |    |          |          |

宮崎県東京ビル管理規則（昭和47年4月8日規則第19号）

最終改正:

改正内容:昭和47年4月8日規則第19号〔平成20年12月31日〕

○宮崎県東京ビル管理規則

昭和47年4月8日規則第19号

宮崎県東京ビル管理規則をここに公布する。

宮崎県東京ビル管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎県東京ビル及びその敷地（以下「東京ビル」と総称する。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「宮崎県東京ビル」とは、東京都千代田区九段南4丁目8の2に所在する宮崎県東京職員寮、宮崎県東京学生寮及び職員宿舎を包含する建物をいう。

（管理者）

第3条 宮崎県東京事務所長（以下「東京事務所長」という。）は、東京ビルの管理に関する事務を総括する。

（防火管理者）

第4条 東京事務所長を、東京ビルの消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者とする。

2 何人も、東京事務所長が東京ビルに関して定める防火管理規程を遵守しなければならない。

（行為の許可）

第5条 東京ビルにおいて次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、あらかじめ、東京事務所長の許可を受けなければならない。

- （1）物品の販売、保険の勧誘その他これらに類する行為をすること。
- （2）旗、幕、ビラ、はり紙及び宣伝板その他これらに類する物を掲揚し、掲示し、配布し、又は散布すること。
- （3）講演、演劇、集会その他の行事を行なうこと。
- （4）施設、設備等を設けること。

（行為の禁止）

第6条 何人も、東京ビルにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）正当な理由がなく凶器その他人身又は施設設備に危害を及ぼすおそれのある物品を持ち込むこと。
- （2）寄付若しくは面会を強要し、又は押売をすること。
- （3）所定の場所以外に汚物又はごみ等を捨てること。
- （4）けん騒にわたる行為その他東京ビルの利用を妨げる行為をすること。
- （5）通行の妨げとなる行為をすること。
- （6）その他東京ビルの管理を妨げる行為をすること。

（東京事務所長への委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、東京ビルの管理に関し必要な事項は、東京事務所長が定める。

附 則

この規則は、昭和47年4月10日から施行する。